

(別紙)

全体実施設計要綱（昭和 54 年 3 月 20 日付 54 構改 D 131 号構造改善局長・畜産局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後   | 現 行   |
|---|---|
| <p data-bbox="416 355 1104 459">制定 昭和 54 年 3 月 20 日付 54 構改 D 第 131 号<br/>最終改正 <u>令和 4 年 3 月 31 日付 3 農振第 2911 号</u><br/><u>令和 4 年 3 月 31 日付 3 畜産第 2106 号</u></p> <p data-bbox="185 501 349 531">第 1 趣 旨</p> <p data-bbox="210 539 1104 786">全体実施設計は、土地改良事業計画（国営総合農地防災事業のうち土地改良法第 87 条の 4 の規定に基づく申請によらない事業にあつては、<u>緊急防災工事計画</u>。以下同じ。）及び地すべり防止事業基本計画における工事計画に係る詳細な設計であつて、これに基づき直ちに工事に着手できるような精度を有するものを作成して、事業着手後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="185 831 439 861">第 2～第 3 （略）</p> <p data-bbox="185 903 544 933">第 4 全体実施設計の承認</p> <p data-bbox="219 941 396 971">1 国営事業</p> <p data-bbox="210 979 1104 1118">国営事業については、地方農政局長（北海道にあつては<u>国土交通省北海道開発局長</u>、沖縄県にあつては<u>内閣府沖縄総合事務局長</u>）が全体実施設計を行い、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）の承認を受けるものとする。</p> <p data-bbox="219 1126 486 1157">2 都道府県営事業</p> <p data-bbox="219 1165 1104 1265">(1) 都道府県営事業については、都道府県知事が全体実施設計を行い、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては<u>内閣府沖縄総合事務局長</u>）の承認を受けるものとする。</p> <p data-bbox="244 1273 1104 1374">この場合、都道府県営干拓事業にあつては、都道府県知事は、当該承認申請に当たって当該事業に係る公有水面埋立権の取得その他の権利関係の調整がすべて完了した旨の書面及び併行事</p> | <p data-bbox="1357 355 2045 459">制定 昭和 54 年 3 月 20 日付 54 構改 D 第 131 号<br/>最終改正 <u>平成 30 年 3 月 30 日付 29 農振第 1984 号</u><br/><u>平成 30 年 3 月 30 日付 29 生畜第 1315 号</u></p> <p data-bbox="1131 501 1294 531">第 1 趣 旨</p> <p data-bbox="1155 539 2049 786">全体実施設計は、土地改良事業計画（国営総合農地防災事業のうち土地改良法第 87 条の 4 の規定に基づく申請によらない<u>耐震化対策</u>にあつては、<u>緊急耐震工事計画</u>。以下同じ。）及び地すべり防止事業基本計画における工事計画に係る詳細な設計であつて、これに基づき直ちに工事に着手できるような精度を有するものを作成して、事業着手後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="1131 831 1384 861">第 2～第 6 （略）</p> <p data-bbox="1131 903 1489 933">第 4 全体実施設計の承認</p> <p data-bbox="1164 941 1341 971">1 国営事業</p> <p data-bbox="1155 979 2049 1118">国営事業については、地方農政局長（北海道にあつては<u>北海道開発局長</u>、沖縄県にあつては<u>沖縄総合事務局長</u>）が全体実施設計を行い、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）の承認を受けるものとする。</p> <p data-bbox="1164 1126 1431 1157">2 都道府県営事業</p> <p data-bbox="1164 1165 2049 1265">(1) 都道府県営事業については、都道府県知事が全体実施設計を行い、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては<u>沖縄総合事務局長</u>）の承認を受けるものとする。</p> <p data-bbox="1189 1273 2049 1374">この場合、都道府県営干拓事業にあつては、都道府県知事は、当該承認申請に当たって当該事業に係る公有水面埋立権の取得その他の権利関係の調整がすべて完了した旨の書面及び併行事</p> |

業がある場合にあつてはそのほか土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 2 第 3 項に定める 3 分の 2 以上の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(2) 都道府県営事業のうち、次のいずれかに該当する地区であつて農村振興局長が指示するものについては、地方農政局長（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）は、事前に農村振興局長と協議するものとする。

- ① 事業計画にダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区
- ② 特に農村振興局長が協議を必要と認める地区

3 団体営事業

団体営事業については、当該事業実施主体が全体実施設計を行い、都道府県知事の承認を受けるものとする。

ただし、都道府県知事は、承認に際し、事前に地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）と協議するものとする。

第 5～第 6 （略）

別表第 1

| 区 分  | 事業種別     | 実 施 地 区   |
|------|----------|---|
| 国営事業 | かんがい排水事業 | 全地区(国営造成土地改良施設整備事業及び直轄明渠排水事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。) |
|      | (略)      | (略)   |

業がある場合にあつてはそのほか土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 2 第 3 項に定める 3 分の 2 以上の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(2) 都道府県営事業のうち、次のいずれかに該当する地区であつて農村振興局長が指示するものについては、地方農政局長（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）は、事前に農村振興局長と協議するものとする。

- ① 事業計画にダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区
- ② 特に農村振興局長が協議を必要と認める地区

3 団体営事業

団体営事業については、当該事業実施主体が全体実施設計を行い、都道府県知事の承認を受けるものとする。

ただし、都道府県知事は、承認に際し、事前に地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）と協議するものとする。

第 5～第 6 （略）

別表第 1

| 区 分  | 事業種別     | 実 施 地 区  |
|------|----------|--|
| 国営事業 | かんがい排水事業 | 全地区(国営造成土地改良施設整備事業、直轄明渠排水事業及び施設応急対策事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。) |
|      | (略)      | (略)  |

|             |                          |   |             |                          |   |
|-------------|--------------------------|---|-------------|--------------------------|---|
| 都道府県営<br>事業 | 農村地域防災<br>減災事業           | <p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）の第 8 の 2 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知）の別表 1 の 1. の(10)の事業を実施する地区とする。</p> | 都道府県営<br>事業 | 農村地域防災<br>減災事業           | <p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）の第 8 の 2 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農村振興局長通知）の要領別表 1 の(10)の事業を実施する地区とする。</p> |
|             | (略)                      | (略)   |             | (略)                      | (略)   |
| 団体営事業       | 農地中間管理<br>機構関連農地<br>整備事業 | <p>都道府県知事が農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）の第 7 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>  | 団体営事業       | 農地中間管理<br>機構関連農地<br>整備事業 | <p>都道府県知事が農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）の第 6 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>  |
|             | (略)                      | (略)   |             | (略)                      | (略)   |
| 団体営事業       | 農村地域防災                   | 都道府県知事が農村地域防災   | 団体営事業       | 農村地域防災                   | 都道府県知事が農村地域防災   |

|  |             |  |  |             |   |
|--|-------------|--|--|-------------|---|
| <p>(市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものを行う事業)</p> | <p>減災事業</p> | <p>減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）の第 8 の 2 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。<br/>         なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知）の別表 1 の 1. の (10) の事業を実施する地区とする。</p> | <p>(市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものを行う事業)</p> | <p>減災事業</p> | <p>減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）の第 8 の 2 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。<br/>         なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農村振興局長通知）の<b>要領別表 1 の (10)</b> の事業を実施する地区とする。</p> |
| <p>別表第 2（略）</p>                                  |             |  | <p>別表第 2（略）</p>                                  |             |   |

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。